

衆議院法務委員会ニュース

平成 29.5.16 第 193 回国会第 17 号

5 月 16 日（火）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 ①組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）
②組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外 2 名提出、衆法第 17 号）

・両案及び①に対する修正案について、参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）弁護士

ニューヨーク州弁護士 木村 圭二郎君

中央大学名誉教授

弁護士 椎橋 隆幸君

弁護士 海渡 雄一君

弁護士 加藤 健次君

成城大学法学部教授 指宿 信君

（質疑者及び主な質疑内容）

山田賢司君（自民）

- ・日本弁護士連合会で意見書等を決める際、テロ等準備罪の新設に賛成する者に意見を述べる機会を与えた上で取りまとめられたのか、木村参考人に伺いたい。
- ・現行法のままで国際組織犯罪防止条約を締結することはできるのか、また、衆法により同条約の義務を果たすことができるのか、椎橋参考人の見解を伺いたい。
- ・国際組織犯罪防止条約の国内担保法として合意罪又は参加罪が設けられている国々は内心の自由が保障されないような人権侵害国家なのか、椎橋参考人に伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・居酒屋で労働組合の役員が「会社の幹部を一発殴ろう」と酒の勢いに乗じて冗談で話し合い、意気投合したという事例においては、テロ等準備罪は成立しないと考えますが、同罪が成立するか否かについて、各参考人の見解を伺いたい。
- ・居酒屋の事例のような場合でもテロ等準備罪が成立するといった事実と異なる情報をチラシ等に記載して流布することは、かえって国民の自由な言論を委縮させることになるか、各参考人の見解を伺いたい。
- ・現行法あるいは本法案が成立しても、テロ等準備罪は通信傍受の対象にならないか、椎橋参考人の見解を伺いたい。

井出庸生君（民進）

- ・間違っ一般の方々がテロ等準備罪の捜査対象となることは100%ないとする法務大臣の答弁について、椎橋参考人の見解を伺いたい。
- ・GPS捜査の最高裁判所判決の事例において被疑者の知人、家族等の車にGPSの設置がされていることを踏まえると、犯罪と無関係の人々も捜査対象になるのではないかと懸念があるが、指宿参考人の見解を伺いたい。
- ・予備行為より危険性が低い実行準備行為を罰するテロ等準備罪の方が予備罪より法定刑が重いことは不整合であるか、各参考人の見解を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・修正案において、テロ等準備罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査を行うに当たって、その適正の確保に十分に配慮しなければならない旨の規定を追加することとされているが、捜査権の濫用の危険に対してこのように運用に期待するだけでいいのか、各参考人の見解を伺いたい。
- ・捜査手法の高度化によりプライバシー侵害の危険が高まっていると思うが、この点についての指宿参考人の見解を伺いたい。
- ・本法案は憲法違反であるか、本法案と憲法との関係について、加藤参考人の見解を伺いたい。

松 浪 健 太君（維新）

- ・共謀罪を立法化しなくても、国際組織犯罪防止条約を批准できるというのであれば、民主党政権時代に批准すべきだったのではないかと考えるが、民主党政権時代に批准できなかったことについての海渡参考人の見解を伺いたい。
- ・テロ関係が通信傍受の対象となっていない現状において、テロ等準備罪はテロ対策として有効に機能するのか、椎橋参考人の見解を伺いたい。
- ・警察の捜査に関し、監視についての包括的な規制法が必要であると考えますが、どのようなものであるべきか、指宿参考人の見解を伺いたい。